

長期履修学生制度について

パブリックヘルス学環では、長期履修学生制度を導入しております。希望される方は、指導を受けようとする特別研究担当教員に充分相談の上、下記のとおり提出書類を添えて申請してください。

長期履修学生制度とは

職業を有している等の事情により、標準修業年限（２年）で修了することが困難な場合、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり**計画的に教育課程を履修し課程を修了する**制度。

- 対象者：（１）有職者（就職予定者）で、業務のため、学修及び研究指導を受ける時間に著しく制約を受ける者
（２）家事、育児、介護等に従事するため、学修及び研究指導を受ける時間に著しく制約を受ける者

※外国人留学生の方（在留資格が「留学」の方）は原則長期履修の申請はできません。

長期履修期間：前期課程では標準修業年限に１年又は２年を加えた期間
後期課程では標準修業年限に１年～３年を加えた期間

※在学期間は標準修業年限の２倍の期間を超えることはできません。

※学年の始めから１年単位の期間に限りです。

制度申請期間：２０２６年２月１８日（水）～２０２６年３月６日（金）必着

下記提出書類を、期間内に学務課大学院係に提出してください。

- 提出書類：（１）長期履修学生制度申請書
（２）研究指導計画書
（３）職業を有している者については在職を証明する書類
（４）その他本学が必要と認めた書類

※提出書類（１）と（２）の様式は、パブリックヘルス学環ホームページ「新着情報」
(<https://www.ph.gunma-u.ac.jp/news>) からダウンロードできます。

申請書類の提出先：〒371-8511 前橋市昭和町３－３９－２２
群馬大学昭和地区事務部学務課大学院係
Tel 027-220-7802 Fax 027-220-7798

※長期履修学生期間の授業料年額は、規定の授業料年額に標準修業年限数を乗じて得た額を長期履修学生として許可された在学年限数で除した額となります。

※当初の計画より早く修了する場合、９月末および３月末に限り１年又は半期単位の短縮が可能です。

学位申請書類提出期間と同時期（９月末の場合：７月上旬、３月末の場合：１月上旬）に学務課大学院係へ「長期履修期間短縮願」をご提出ください。

ただし、所定の期日までに授業料の残額を一括で支払う必要がありますので、ご注意ください。